

[Tweet](#)

令和5年6月30日
金融庁

相談・手続・採用情報

各種窓口のご案内

金融サービス利用者相談室

金融行政モニター

情報公開等

パブリックコメント

申請・届出・照会

入札公告等

採用情報

新着情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア
アカウント

関連リンク

証券取引等監視委員会

公認会計士・監査審査会

「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）につきまして、令和5年3月31日（金曜）から同年5月1日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、3の個人及び団体より延べ20件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございます。なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は[別紙1](#)を御覧ください。

2. 改正の概要

令和4年6月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理において、新規公開（IPO）の公開価格設定プロセス等について、令和4年2月に日本証券業協会より「公開価格の設定プロセスのあり方等に関するワーキング・グループ」報告書で改善策が取りまとめられており、この公開価格設定プロセス等の見直しを、必要な制度的対応を行いつつ、着実に進展させる必要があるとされました。

本改正は、仮条件の範囲外で公開価格が決定される場合や公開価格の決定と同時に売出株数を変更する場合の訂正届出書の効力発生日について、企業内容等開示ガイドラインにおいて明確化する改正を行うものです。

具体的な改正内容は[別紙2](#)を御参照ください。

3. 適用日

本件のガイドラインは、本日付で適用されました。


御意見の送付先

金融庁企画市場局企業開示課
郵便：〒100-8967
東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
ファックス：03-3506-6266
URL：<https://www.fsa.go.jp/>

お問い合わせ先

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）
企画市場局企業開示課（内線3688、2872）

（別紙1） [企業コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方](#)

（別紙2） [企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）新旧対照表](#)

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセスF S
A
(金融庁広報誌)

利用規約・免責事項/著作権

プライバシーポリシー

ウェブアクセシビリティ

アクセス

御意見・問い合わせ

各種情報検索サービス (EDINET等)

関連リンク

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000